

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜日)	担当課室名 担当班名	TEL	発表者名 (担当主幹名)	その他の 発表先
9/24 (水)	高齢政策課 介護基盤整備班	内線 2950 直通 078-362-3189	課長 石井 輝昌 (主幹 吉田 虎嗣)	—

指定介護サービス事業者の指定の一部の効力の停止処分について

介護保険法第77条第1項第6号、第92条第1項第6号の規定に基づき、以下のとおり事業所の指定の一部の効力停止を行いますのでお知らせします。

1 処分対象事業者

法人名：社会福祉法人ひまわり（設立日：平成2年4月12日）

代表者名：理事長 岩田 優子

所在地：兵庫県朝来市新井字荒木148番地

2 処分対象事業所

事業所名：特別養護老人ホームあさがおホール

所在地：兵庫県朝来市新井148番地

種別(定員)：介護老人福祉施設（定員61名）（介護保険事業所番号 2874900539）

短期入所生活介護（定員1名）（介護保険事業所番号 2874900505）

3 処分の内容と効力発生日

指定の一部の効力停止3カ月（新規利用者の受け入れ停止）

令和7年10月1日から令和7年12月31日まで

4 処分理由

不正請求（介護保険法第77条第1項第6号、第92条第1項第6号）

令和6年1月から9月の間、看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて配置されていなかったにもかかわらず、看護職員人員基準欠如減算を行わずに介護報酬請求を行った。

5 経済上の措置

不正請求により支払われた給付費について、当該返還額に法に基づく40%の加算金も合わせて、支払った市町が返還請求する。

要返還額約71,000千円（現時点の判明分）※要返還額は40%の加算金を含む額